社会福祉法人檜原村社会福祉協議会賛助会員広告無料掲載要綱

（目的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人檜原村社会福祉協議会（以下「社協」という。）のホームページを広告媒体として、社協に加入している企業などの賛助会員（個人を除く。以下「賛助会員」という。）の広告（以下「バナー広告」という。）を無料で掲載することにより、会員に感謝の意を表すとともに会員の増大を図ることを目的とする。

（バナー広告の掲載基準）

第２条　掲載のできる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１）　人権侵害、差別、名誉棄損のおそれがあるもの

（２）　法令等に違反し、または違反するおそれのあるもの

（３）　政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝に関するもの

（４）　公序良俗に反するものまたは違反するおそれのあるもの

（５）　誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの

（６）　その他掲載する広告として適切でないと社会福祉法人檜原村社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認めるもの

（バナー広告の掲載場所等）

第３条　バナー広告の掲載場所及び時期は、社協が決定するものとする。

２　規格は、天地４０ピクセル×左右１６０ピクセルとし、容量は概ね４ＫＢ以内とする。

（バナー広告の掲載方式）

第４条　バナー広告の掲載方式は、原則としてＪＰＥＧまたはＧＩＦ方式とする。ただし、アニメーションは不可とする。

（バナー広告の掲載期間）

第５条　バナー広告を掲載する期間は、原則として１会員１か月間とする。ただし、会長が認めた場合はこの限りでない。

（掲載の申込み）

第６条　バナー広告の掲載を希望する会員は、檜原村社会福祉協議会賛助会員バナー広告無料掲載申込書（様式第１号）を会長に申し込まなければならない。

（掲載の審査及び結果通知）

第７条　会長は、バナー広告の掲載の申込みを受けたときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、掲載に相応しいものについては檜原村社会福祉協議会賛助会員バナー広告無料掲載決定通知書（様式第２号）、または相応しくないものについては檜原村社会福祉協議会賛助会員バナー広告無料掲載不可通知書（様式第３号）を当該会員に通知するものとする。

（掲載後の削除）
第８条　バナー広告を掲載後、新たな書き込み内容が第２条のいずれか一つに該当する場合は、会長はバナー広告を削除することができる。なお、この場合は檜原村社会福祉協議会賛助会員バナー広告無料掲載削除通知書（様式第４号）により、当該会員に通知するものとする。
（バナー広告内容の責任）
第９条　バナー広告の内容に関する紛争については、バナー広告の決定を受けた会員（以下「広告主」という。）が、その責任において解決しなければならない。
（掲載の取下げ）
第１０条　広告主は、自己の都合によりバナー広告掲載後に取下げを申し出ることができる。
２　広告主は、前項の規定によりバナー広告掲載を取下げようとする場合は、檜原村社会福祉協議会賛助会員バナー広告無料掲載取下書（様式第５号）により会長に申し出なければならない。
（委任）
第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。